概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国は、英国の領域において設立された英国の金融サービス提供者が提供する第八・二条(d)(i)及び(ii)に定義する提供の態様による次のサービス（本人として、仲介により、又は仲介者として）を提供するかどうかを問わない。）を除くほか、保険及び保険関連のサービスに関して国境を越える金融サービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 注　保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。 (a)　次の事項に関連する危険に対する保険 (i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される物品及び物品を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。 (ii)　国際間の運送中の物品 (b)　再保険、再再保険及び第八・五十九条(a)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス
現行の措置	保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六

十一	
分野 小分野 産業分類	漁業及び漁業に付随するサービス 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条）
概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 １　日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 ２　この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

十二	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	土地取引に関する事項 市場アクセス（第八・七条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条）
概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 １　政令により、日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。

	２　日本国は、日本国における農地の取得に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 注　この項において、第八・七条の規定に基づく義務は、日本国における農地の取得に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保することのみを目的として記載される。日本国における農地の取得に関しては、同条の規定に基づく義務に適合しない措置のみを課することができる。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条、第三条、第六条及び第七条

十三	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条）
概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに公共の目的のために創設され、若しくは維持される社会事業サービス（所得又は保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育及び公営住宅）への投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業

十四	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	警備業 ＪＳＩＣ　九二三　警備業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・十六条）
概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条

十五	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	全ての分野 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
概要	１　日本国は、ＴＰＰ協定（注１）を除く全ての二国間又は多数国間の協定であって、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの日の前に署名されたもの（以下この項において「既存の協定」という。）に基づき第三国のサービス、サービス提供者、企業又は企業家に対して何らかの待遇を与える場合には、英国のサービス、サービス提供者、対象企業又は企業家に対し、当該第三国のサービス、サービス提供者、企業又は企業家に与える待遇よりも不利な待遇（程度のいかんを問わない。）を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注２） 注１　この留保の適用上、「ＴＰＰ協定」とは、二千十六年二月四日にオークランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定又は二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定をいう。 注２　この留保の対象には、既存の協定の枠組みの下におけるその後の見直し、改正又は自由化を含まない。 ２　日本国は、ＴＰＰ協定に従って当該既存の協定に基づく第三国のサービス、サービス提供者、企業又は企業家に対する何らかの待遇が新たに与えられる場合には、当該見直し、改正又は自由化を日本国が既存の協定に基づき第三国のサービス、サービス提供者、企業又は企業家に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを義務付けるものと解してはならない。 注　この留保の適用上、「ＴＰＰ協定締約国」とは、ＴＰＰ協定が効力を有する国又は独立の関税地域をいう。